



移民法アップデート

2011年4月号



- 今回の変更内容の概況
- 今後の課題



3HR focus

移民法アップデート

移民法の変更の詳細は過去数ヶ月にわたって小出しに発表されてきましたが、ここに来てやっと全貌が明らかになり、新しい措置が2011年4月6日付けで実施となります。

今回の変更内容の概況

Tier 1 (一般ルート)は廃止となり新カテゴリーである「卓越した才能を有する人材(person of exceptional talent)」に取って代わります。

Tier 1 (一般ルート)は過去の遺物になり、新カテゴリーに取って代わりました。Tier 1 (卓越した才能を持つ人材)は今から2012年4月までの上限数は1000人です。申請者は所定の管轄機関の推薦を得た、各自の分野において世界のトップレベルであると認められた人材でなければなりません。このカテゴリーは英国に世界の最精鋭の人材を集めようという政府の政策の一環として、科学や芸術、人文科学に専門的知識と経験を有する人材の為に設けられました。

Tier 1 (投資家ルート)と(起業家ルート)は個人富裕層を誘致するために制限が緩くなりました。

最低500万ポンド投資するTier 1 (投資家ルート) 申請者は在英3年後に、又最低1000万ポンド投資する申請者は在英2年後に、居住権の申請ができるようになりました。但し英国国籍の申請には最低5年の在英期間がやはり必要です。

Tier 1 (起業家ルート) 申請者と認められるには最低5万ポンドの資本を有する「成長の見込みの大きいあるビジネス」で信頼の置ける組織を立ち上げることができることが条件です。そのビジネス・パートナーも共同資本を持っているのであれば同様に申請が可能です。従業員最低10人を雇用するか又は500万ポンドの利益を上げたという実績を作ることが出来れば、在英3年後に居住権の申請が出来ます。又、将来新しいタイプの観光ビザが起業家ルートの申請を予定している人に発行される予定です。この観光ビザはその後、申請者が必要条件を満たすのであればTier 1 (起業家ルート)ビザに切り替えが可能となる予定です。

これに加えて投資家と起業家の英国滞在条件が、以前と違い、非常に緩くなりました。現行は英国不在期間は毎年最高90日ですが、それが180日になりました。

Tier 2 (一般ルート)–年間上限数が設定され 新しく英語能力条件や熟練職種の見直しを導入されます。

長らく議論の焦点となっていた Tier 2 (一般ルート) 申請者に対する上限数を設置することが確認され、今後12ヶ月間の上限数は20,700人になることが確定しました。

スポンサーシップ証明書に加え、今後渡英を予定している人にはより高い英語能力(以前のA1レベルからB1レベルへ)を求められることとなります。このカテゴリーに申請するにはそれに加え、どの職種であれ全国資格枠組み(National Qualification Framework)のレベル4(卒業レベル)以上か熟練したレベルであることが必須です。その給与は新しく設定された最低賃金要件に合うものでなければなりません。政府は又、人材不足職種リストの熟練職種の見直しを進めています。

この年間上限数は海外から新しくこのカテゴリーのビザを申請するものに適用されますので、既に英国在住のTier 2 (一般ルート)を有しており、ビザの更新が必要か又は雇用者を換える必要がある者はこの年間上限数の枠にしばられません。

裏面をご覧ください→

Tier 2 (企業内転勤) – 新しい最低賃金要件と英国滞在期間が導入されます

Tier 2 (企業内転勤) 申請者には年間上限数の制限は課せられませんが、その他の制約条件があります。新しくこのカテゴリーでビザ申請をするもので12ヶ月以上滞在する予定である場合には最低賃金が年間 £40,000 (滞在が12ヶ月未満の場合には£24,000)でなければなりません。滞在できるのは5年までとなります。その後、申請者は本国に帰国となり、12ヶ月間の「冷却期間」を経ないと再申請は出来ません。この「冷却期間」は申請者の保持するビザの失効日から始まります。

上記の新措置は既に英国在住のTier 2 (企業内転勤) ビザ保有者には適用されませんが、ビザの更新の際には適用されるかもしれません。

スポンサー証明の適用範囲が変更になりました

ビザの年間上限数を考慮に入れ、英国国境庁はこの証明書が発行後3か月以内に使用されることを要求しています。

現在、二種類のスポンサー証明があります: **制限付き**スポンサー証明は年間上限数に拘束される場合に適用されるのに対し、**無制限の**スポンサー証明はこの年間上限数に拘束されない場合に適用されます。スポンサーは証明書の適用可能範囲に考慮して申請する必要があります。

英国定住申請に対する規則が厳しくなりました。

英国定住申請に対する要件が厳しくなり、申請者は給与要件に適合しており、英語能力と英国社会への理解があることを示す為に「Life in the UK」テスト(他のテストの代替は不可)に合格し、刑事上有罪判決を受けた場合にはそれが終結していなければなりません。ここに挙げた新しい要件を満たすことが出来ない申請者は定住申請を却下され、本国に帰還しなければなりません。

今後の課題

- 労働者登録制 - 新規EU加盟国からの労働者は正規に英国で就労する前に登録する必要がありましたが、この措置は2011年4月30日を以って廃止されます。
- Tier 1 (英国大学卒業後の就職ルート: Post-study work) - このカテゴリーは2012年4月から廃止される予定です。
- Tier 4 のスポンサーと 申請者は、スポンサーが「信頼度の高いスポンサー(Highly trusted sponsor)」の地位を保持しており且つ新しい認定基準に合致しているのでなければ、2011年4月21日から導入される暫定上限数の制限対象になります。Tier 4 申請者はこれまで以上に高いレベルの英語能力を備えていることを証明する必要があります。

政府は移民の純流入数を規制する決断をしたようですが、起業家とビジネスを促進し、卓越した能力を備えた個人を誘致することには熱心です。この政策が成功するか否かを評価するには時間が必要です。

移民法の変更が貴社や貴社の従業員に影響を与える可能性があるとお考えでしたら、いつでも当方までお問い合わせ下さい:



May Cheung LLB (Hons)
Immigration Consultant
Telephone (main) +44(0)20 7194 8140
Telephone (direct) +44(0)207194 8151
Email: may.cheung@3hrplc.co.uk



Authorised to provide immigration advice or services by Office of the Immigration Services Commissioner.
Ref No. F201000126